

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

令和 4 年 1 1 月
雇用環境・均等局
有期・短時間労働課

1. 改正の趣旨

- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和 4 年 10 月 28 日閣議決定)を受けて、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく各種助成金等について、制度の見直しや新設を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

1. 労働移動支援助成金
2. 中途採用等支援助成金
3. キャリアアップ助成金 ※雇用環境・均等局関係
4. 産業雇用安定助成金
5. 特定求職者雇用開発助成金
6. 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業
7. 人材開発支援助成金

2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 2 項

3. 施行期日等

公布日 令和 4 年 12 月上旬(予定)

施行期日 公布日(ただし、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース助成金)については、令和 4 年 9 月 1 日に遡及して適用)

(雇用環境・均等局関係のみ抜粋)

3. キャリアアップ助成金

正社員化コースの見直し（加算措置の改定等）

- 本コースは、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用した事業主に対して助成するもの。（雇保則第 118 条の 2 第 2 項）
- 現在、人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、人材開発支援助成金における特定の訓練等（雇保則第 125 条第 2 項第 1 号ロ(3)の職業訓練等のうち雇用環境・均等局長が定めるもの、同条第 5 項第 1 号イ(1)に規定する一般職業訓練、同号イ(4)に規定する有期実習型訓練、附則第 34 条第 1 項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練（同条第 2 項第 1 号イ(1)に規定する定額制訓練、同号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練、同号ハ(1)に規定する高度デジタル人材訓練又は同号ニ(1)に規定する成長分野等人材訓練に限る。）又は同号へ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発。以下「IT 訓練等」という。）を経て正社員化した場合に、正社員化コースの助成額の上乗せを実施しているところ（令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置）である。（雇保則附則第 17 条の 2 の 8）
- 今般、人的資本への投資の更なる強化の観点から、IT 訓練等のうち、一部の訓練（定額制訓練又は自発的職業能力開発訓練。以下この 3 において「特定訓練」という。）を経た場合には、正社員化コースの助成額の上乗せ額を引き上げる。

【現行制度における訓練修了対象者一人当たりの助成額】

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
有期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	66 万 5,000 円	52 万 2,500 円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	33 万 2,500 円	26 万 1,250 円

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約 125%の助成額とする。

【一部の訓練（特定訓練）修了対象者一人当たりの助成額】

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
有期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	68 万円	53 万 7,500 円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	34 万円	26 万 8,750 円

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約 125%の助成額とする。

- また、企業内における新たな事業の創出等の事業の展開等に伴い、労働者に必要となるスキルを習得させるための訓練等を行う事業主の支援のため、新設される「事業展開等リスクリング支援コース」について、新たに助成額の上乗せの対象とする（令和9年3月31日までの時限措置）。

【新設される「事業展開等リスクリング支援コース」訓練修了対象者一人当たりの助成額】

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
有期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	66万5,000円	52万2,500円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	33万2,500円	26万1,250円

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。

賃金規定等改定コースの見直し（支給要件の見直し等）

- 本コースは、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全て又は一部（雇用形態別又は職種別その他合理的な理由に基づく区分に限る。）の有期雇用労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置（以下「賃金増額措置」という。）を講じた事業主に対して、賃金増額措置の対象とした労働者（以下「対象労働者」という。）の数に応じて助成するもの。（雇保則第118条の2第5項等）
- 今般、賃上げの促進に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善の支援を強化するため、助成額の拡充を行うとともに、支給要件を見直し、賃金増額措置における増額の割合の基準について引き上げる。また、対象労働者の人数にかかわらず、対象労働者一人当たりに応じた助成額とし、コース全体の見直しに伴い、生産性要件を廃止する。これに伴い、職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行った場合における上乗せ額を、1事業所当たり、20万円（中小企業事業主以外の場合は15万円）とする。
- 令和4年9月分消費者物価指数が前年同月比3.0%上昇したことを受け、物価上昇に見合う賃金改定への対応を助成対象とするため、令和4年9月1日に遡及して本改正の規定を適用することとする。ただし、同日から令和5年3月31日までの間については、本改正前の規定の適用を選択することも可能とする。

【現行制度の助成額】

対象労働者数		中小企業事業主	中小企業事業主以外
1人～5人（一人当たり）	2%以上3%未満増額した場合	3万2,000円	2万1,000円
6人以上（一人当たり）		2万8,500円	1万9,000円
3%以上5%未満増額改定した場合の加算（一人当たり）		1万4,250円	—
5%以上増額改定した場合の加算（一人当たり）		2万3,750円	—

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。

【改正後の助成額】（一人当たり）

賃金増額の割合	中小企業事業主	中小企業事業主以外
3%以上5%未満増額改定	5万	3万3,000円
5%以上増額改定	6万5,000円	4万3,000円

※生産性要件は廃止。

(参考)

7. 人材開発支援助成金

人への投資促進コースの見直し

- 本コースは、「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に設けたもの。(雇保則附則第34条)
- このうち定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練について、更なる活用促進のため、助成率を引き上げる。

【現行制度の概要】

定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練に係る経費助成率については、次のとおりである。

	企業規模	経費助成率	
			生産性要件
定額制訓練	中小企業事業主以外	30%	45%
	中小企業事業主	45%	60%

	経費助成率	
		生産性要件
自発的職業能力開発訓練	30%	45%

【改正後の内容】

定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練に係る経費助成率を次のとおりとする。

	企業規模	経費助成率	
			生産性要件
定額制訓練	中小企業事業主以外	45%	60%
	中小企業事業主	60%	75%

	経費助成率	
		生産性要件
自発的職業能力開発訓練	45%	60%

- また、1事業所1年度当たりの限度額について、成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発訓練を除き、上限額を1,500万円から2,500万円に引き上げる。ただし、自発的職業能力開発訓練については、上限額を200万円から300万円に引き上げる。

【改正前の内容】	
	1事業所1年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発訓練を除く)	1,500万円
人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練)	200万円
【改正後の内容】	
	1事業所1年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発訓練を除く)	2,500万円
人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練)	300万円

事業展開等リスクリング支援コースの新設

- 企業内における新たな事業の創出等の事業展開等に伴い、労働者に必要となるスキルを習得させるための訓練等を行う事業主を支援するため、令和4年度から令和8年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「事業展開等リスクリング支援コース」を設ける。(雇保則附則第35条)

【事業展開等リスクリング支援コースの概要】
<p><対象事業主></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材開発支援助成金（一般訓練コース）に規定する要件の一部を満たした事業主であること ・ 新たな事業の創出その他の事業の展開又は将来において成長発展が期待される分野の業務にその雇用する被保険者を従事させることに伴い、当該被保険者に必要な職業訓練等を受講させる事業主であること <p><対象労働者></p> <p>雇用保険法第4条に規定する被保険者</p>

<助成率・助成額>

対象事業主	経費助成率(※1)	賃金助成額(※2) 1人1時間当たり
中小企業事業主以外	60%	480円
中小企業事業主	75%	960円

※1 オーダーメイド型訓練の開発、設定費用及び試験の受験料を含む。

※2 1,200時間(雇保則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の場合には1,600時間)を限度とする。

<1人当たりの経費助成限度額>

訓練実施時間数の区分に応じて、次の表のとおり

	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
中小企業事業主以外	20万円	25万円	30万円
中小企業事業主	30万円	40万円	50万円

<一事業所当たりの限度額>

一の年度における一事業所の限度額は1億円とする。